

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 5 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和8年厚生労働省告示第73号。以下「改正材料価格基準」という。）が本日付けをもって告示され、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成20年厚生労働省告示第61号。以下「材料価格基準」という。）が改正されたところであるが、別表Ⅴ、Ⅵ及びⅦに規定する特定保険医療材料料の算定については、下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。

なお、本通知は、令和8年6月1日から適用することとし、従前の「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（令和6年3月5日保医発0305第10号）は、令和8年5月31日限り廃止する。

記

1 特定保険医療材料料について

特定保険医療材料料については、「特定保険医療材料の定義について」（令和8年3月5日保医発0305第4号。以下「定義通知」という。）の各号に規定する定義のいずれかに該当する医療機器のうち、「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」（令和8年2月13日産情発0213第4号、保発0213第6号）に規定する手続を経たものを使用した場合に限り算定できるものであり、その取扱いについては、以下によるものであること。

2 材料価格基準Ⅴに規定する特定保険医療材料について

- (1) 歯周組織再生材料とは、定義通知別表Ⅳ023に規定するものであり、歯周組織の再生を図る目的で、被覆、塗布又は充填等によって口腔内の患部に適用される材料であって、歯周組織再生誘導手術が可能なものであること。
- (2) インプラント体、暫間装着体、スクリュー、アバットメント、アタッチメント及びシリンダー

とは、定義通知別表Ⅳに規定するものであり、広範囲な顎骨欠損等の特殊な症例に対して適用される材料であって、広範囲顎骨支持型装置埋入手術が可能なものであること。

3 材料価格基準の別表のⅥに規定する特定保険医療材料について

- (1) 歯冠修復及び欠損補綴に係る材料料点数は、別紙 1 に示すものを標準として算定する取扱いであること。
- (2) 歯科用コバルトクロム合金線（バー用）及び歯科用ステンレス鋼線（バー用）とは、定義通知別表Ⅴ022 及びⅤ024 に規定するものであり、屈曲バー用をいうものであること。
- (3) スルフォン樹脂レジン歯とは、定義通知別表Ⅴ033 及びⅤ034 に規定するものであり、ポリサルフォン樹脂レジン歯及びレイニング人工歯をいうものであること。
- (4) 硬質レジン歯とは、定義通知別表Ⅴ035 及びⅤ036 に規定するものであり、一般的名称が「硬質レジン歯」であり、かつ、2 層又は 3 層構造を有し、エナメル部の硬さが 21HV0.2 以上のレジン歯をいうものであること。
- (5) 義歯床用熱可塑性樹脂とは、定義通知別表Ⅴ045 に規定するものであり、熱可塑性を有する、義歯床用のポリエーテルサルホン樹脂、ポリサルフォン樹脂、強化ポリカーボネート樹脂、アクリリック樹脂及びポリエステル樹脂であって、当該材料により作製された有床義歯が臨床上使用できる強度を有しているものであること。
- (6) 歯科用合着・接着材料Ⅰとは、定義通知別表Ⅴ046 に規定するものであり、接着性モノマーを含む MMA 系レジンセメント又はコンポジット系レジンセメントである接着性レジンセメントをいうものであること。
- (7) 歯科用合着・接着材料Ⅱとは、定義通知別表Ⅴ047 に規定するものであり、歯科用合着・接着材料Ⅰに該当しない、接着性レジンセメント及び接着性グラスアイオノマー系レジンセメントをいうものであること。
- (8) 歯科用合着・接着材料Ⅲとは、定義通知別表Ⅴ048 に規定するものであり、グラスアイオノマーセメント及びシアノアクリレート系セメントをいうものであること。
- (9) 歯科用合着・接着材料Ⅳとは、定義通知別表Ⅴ049 に規定するものであり、歯科用磷酸亜鉛セメント、ハイボンド磷酸亜鉛セメント、カルボキシレートセメント、水硬性セメント及び仮着用セメントをいうものであること。
- (10) 歯科充填用材料Ⅰとは、定義通知別表Ⅴ050 に規定するものであり、光重合型複合レジン（充填用・硬化後フィラー60%以上）及び光重合型充填用レジン強化グラスアイオノマー並びに初期う蝕小窩裂溝充填塞材で、粉末と液及びペーストをいうものであること。
- (11) 歯科充填用材料Ⅰ・複合レジン系の特定保険医療材料には、フィラーの含有量によらず、高分子子の初期う蝕小窩裂溝充填塞材が含まれること。
- (12) 歯科充填用材料Ⅱとは、定義通知別表Ⅴ051 に規定するものであり、複合レジン（充填用・硬化後フィラー60%以上）及びグラスアイオノマーセメント（充填用）で、粉末と液及びペーストをいうものであること。
- (13) スクリューポストとは、定義通知別表Ⅴ057 に規定するものであり、支台築造用に用いるスクリュー型の合釘をいうものであること。
- (14) ファイバーポストとは、定義通知別表Ⅴ059 に規定するものであり、支台築造用に用いるガラス繊維を 68%以上含有する合釘をいうものであること。
- (15) スクリュー、アバットメント、アタッチメント及びシリンダーとは、定義通知別表Ⅴに規定するものであり、広範囲な顎骨欠損等の特殊な症例に対して適用される材料であって、広範囲顎骨支持型補綴が可能なものであること。
- (16) 3 次元プリント有床義歯歯冠部用材料及び 3 次元プリント有床義歯義歯床用材料とは、定義通知別表Ⅴ070 及びⅤ071 に規定するものであり、3 次元プリント有床義歯に対して適用される材料であること。
- (17) その他の特定保険医療材料料の算定については、昭和 43 年 6 月 26 日保険発第 30 号の 2 の通知によること。

4 材料価格基準の別表のⅦに規定する特定保険医療材料について

- (1) 歯科矯正に係る材料料点数は、別紙２に示すものを標準として算定する取扱いであること。
- (2) その他の１と共通の項目については１と同様であること。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- | | |
|----------|-------|
| イ 大臼歯 | 139 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 86 点 |

(2) ファイバーポストを用いた場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 27 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 15 点 |

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 27 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 15 点 |

(2) その他の場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 33 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 21 点 |

(ファイバーポスト)

- | | |
|--------|------|
| 1 本につき | 58 点 |
|--------|------|

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

- | | |
|---------|------|
| イ 標準型 | 17 点 |
| ロ 自動練和型 | 36 点 |

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ

- | | |
|---------|------|
| イ 標準型 | 10 点 |
| ロ 自動練和型 | 12 点 |

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ

12 点

(4) 歯科用合着・接着材料Ⅳ

4 点

2 仮着 (1 歯につき)

4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

- | | |
|---------|------|
| イ 標準型 | 17 点 |
| ロ 自動練和型 | 36 点 |

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ

- | | |
|---------|------|
| イ 標準型 | 10 点 |
| ロ 自動練和型 | 12 点 |

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ

12 点

(4) 歯科用合着・接着材料Ⅳ又は歯科充填用即時硬化レジン

4 点

M009 充填 (1 窩洞につき)

1 歯科充填用材料Ⅰ

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 12 点
 - ロ 複雑なもの 31 点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 7 点
 - b 複雑なもの 18 点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 8 点
 - b 複雑なもの 21 点

2 歯科充填用材料 II

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 4 点
 - ロ 複雑なもの 11 点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 3 点
 - b 複雑なもの 8 点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 6 点
 - b 複雑なもの 17 点

M010 金属歯冠修復（1 個につき）

1 14 カラット金合金

- (1) インレー
 - 複雑なもの 2,562 点
- (2) 4 分の 3 冠 3,201 点

2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

- (1) 大臼歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 574 点
 - b 複雑なもの 1,062 点
 - ロ 5 分の 4 冠 1,337 点
 - ハ 全部金属冠 1,682 点
- (2) 小臼歯・前歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 391 点
 - b 複雑なもの 778 点
 - ロ 4 分の 3 冠 961 点
 - ハ 5 分の 4 冠 961 点
 - ニ 全部金属冠 1,204 点

3 銀合金

- (1) 大臼歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 36 点

b 複雑なもの	62 点
ロ 5 分の 4 冠	80 点
ハ 全部金属冠	99 点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー	
a 単純なもの	22 点
b 複雑なもの	46 点
ロ 4 分の 3 冠（乳歯を除く。）	57 点
ハ 5 分の 4 冠（乳歯を除く。）	57 点
ニ 全部金属冠	72 点
M010-2 チタン冠（1 歯につき）	50 点
M010-3 接着冠（1 歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1) 前歯	961 点
(2) 小臼歯	961 点
(3) 大臼歯	1,337 点
2 銀合金	
(1) 前歯	57 点
(2) 小臼歯	57 点
(3) 大臼歯	80 点
M010-4 根面被覆（1 歯につき）	
1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大臼歯	574 点
ロ 小臼歯・前歯	391 点
(2) 銀合金	
イ 大臼歯	36 点
ロ 小臼歯・前歯	22 点
2 レジン充填によるもの	
(1) 複合レジン系	12 点
(2) グラスアイオノマー系	
イ 標準型	7 点
ロ 自動練和型	8 点
M011 レジン前装金属冠（1 歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	1,500 点
2 銀合金を用いた場合	159 点
M011-2 レジン前装チタン冠（1 歯につき）	50 点
M015 非金属歯冠修復（1 歯につき）	
1 レジンインレー	
(1) 単純なもの	31 点
(2) 複雑なもの	43 点
2 硬質レジンジャケット冠	
(1) 歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2) 歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD／CAM冠（1 歯につき）

1 前歯

CAD／CAM冠用材料（Ⅳ） 328 点

2 小臼歯

(1) CAD／CAM冠用材料（Ⅰ） 169 点

(2) CAD／CAM冠用材料（Ⅱ） 142 点

3 大臼歯

(1) CAD／CAM冠用材料（Ⅲ） 273 点

注 CAD／CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

(2) CAD／CAM冠用材料（Ⅴ） 615 点

M015-3 CAD／CAMインレー（1 歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD／CAM冠用材料（Ⅰ） 169 点

(2) CAD／CAM冠用材料（Ⅱ） 142 点

2 大臼歯

CAD／CAM冠用材料（Ⅲ） 273 点

注 CAD／CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1 歯につき）

1 乳歯金属冠

30 点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1 歯につき

1 点

M016-3 既製金属冠（1 歯につき）

29 点

M017 ポンティック（1 歯につき）

1 鑄造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大臼歯

1,936 点

ロ 小臼歯

1,459 点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯

76 点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合

イ 前歯

1,164 点

ロ 小臼歯

1,459 点

ハ 大臼歯

1,936 点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯

97 点

ロ 小臼歯

97 点

ハ 大臼歯

97 点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1 装置につき）

1,068 点

M017-3 チタンブリッジ（1 装置につき）

161 点

M018 有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1 局部義歯（1床につき）

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 1 歯から 4 歯まで | 2 点 |
| (2) 5 歯から 8 歯まで | 3 点 |
| (3) 9 歯から 11 歯まで | 5 点 |
| (4) 12 歯から 14 歯まで | 7 点 |

2 総義歯（1顎につき） 10 点

M018-2 3次元プリント有床義歯

- | | |
|----------------------------|-------|
| 1 3次元プリント有床義歯歯冠部用材料（1歯につき） | 6 点 |
| 2 3次元プリント有床義歯義歯床用材料（1顎につき） | 203 点 |

M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

- | | |
|-------------------|------|
| 熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき） | 35 点 |
|-------------------|------|

M020 鑄造鉤（1個につき）

1 14カラット金合金

(1) 双子鉤

- | | |
|----------|---------|
| イ 大・小臼歯 | 3,055 点 |
| ロ 犬歯・小臼歯 | 2,486 点 |

(2) 二腕鉤（レストつき）

- | | |
|----------|---------|
| イ 大臼歯 | 2,486 点 |
| ロ 犬歯・小臼歯 | 1,909 点 |
| ハ 前歯（切歯） | 1,470 点 |

2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

(1) 双子鉤

- | | |
|----------|---------|
| イ 大・小臼歯 | 1,548 点 |
| ロ 犬歯・小臼歯 | 1,211 点 |

(2) 二腕鉤（レストつき）

- | | |
|----------|---------|
| イ 大臼歯 | 1,063 点 |
| ロ 犬歯・小臼歯 | 924 点 |
| ハ 前歯（切歯） | 857 点 |

3 鑄造用コバルトクロム合金

6 点

M021 線鉤（1個につき）

1 不銹鋼及び特殊鋼

5 点

2 14カラット金合金

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 双子鉤 | 1,438 点 |
| (2) 二腕鉤（レストつき） | 1,111 点 |

M021-2 コンビネーション鉤（1個につき）

1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合

- | | |
|------------|-------|
| (1) 前歯 | 429 点 |
| (2) 犬歯・小臼歯 | 462 点 |
| (3) 大臼歯 | 531 点 |

2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合

(1) 前歯	27 点
(2) 犬歯・小臼歯	27 点
(3) 大臼歯	27 点
M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）	
1 磁石構造体	777 点
2 キーパー付き根面板	
（根面板の保険医療材料料（1 歯につき））	
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大臼歯	1,062 点
ロ 小臼歯・前歯	778 点
(2) 銀合金	
イ 大臼歯	62 点
ロ 小臼歯・前歯	46 点
（キーパー）	
1 個につき	233 点
M023 バー（1 個につき）	
1 鋳造バー	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	2,482 点
(2) 鋳造用コバルトクロム合金	19 点
2 屈曲バー	
不銹鋼及び特殊鋼	30 点
M030 有床義歯内面適合法	
軟質材料を用いる場合（1 顎につき）	
1 シリコーン系	166 点
2 アクリル系	99 点

(別紙2)

材料料

N008 装着

1 帯環 (1 個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

イ レジン系

a 標準型

17 点

b 自動練和型

36 点

ロ グラスアイオノマー系

a 標準型

10 点

b 自動練和型

12 点

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ

12 点

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ

4 点

2 ダイレクトボンドブラケット (1 個につき)

ダイレクトボンド用ボンディング材料

6 点

N008-2 植立 (1 本につき)

歯科矯正用アンカースクリュー

378 点

N012 床装置 (1 装置につき)

15 点

N013 リトラクター (1 装置につき)

540 点

N014 プロトラクター (1 装置につき)

1,224 点

N015 拡大装置 (1 装置につき)

1 床拡大装置

80 点

2 ポータータイプ (装着材料料との合計により算定する。)

6 点

3 スケレトンタイプ (装着材料料との合計により算定する。)

237 点

N016 アクチバトール (FKO) (1 装置につき)

1 アクチバトール

12 点

2 ダイナミックポジショナー

40 点

N017 リンガルアーチ (1 装置につき)

222 点

N018 マルチブラケット (1 装置につき)

1 矯正用線 (丸型)

11 点

2 矯正用線 (角型)

12 点

3 矯正用線 (特殊丸型)

19 点

4 矯正用線 (特殊角型)

23 点

5 超弾性矯正用線 (丸型及び角型)

27 点

N019 保定装置 (1 装置につき)

1 プレートタイプリテーナー

15 点

2 メタルリテーナー

95 点

3 スプリングリテーナー

3 点

4 リンガルアーチ

222 点

5 リンガルバー

不銹鋼及び特殊鋼

29 点

6 ツースポジショナー

40 点

7 フィクストリテーナー

45 点

N020 鉤 (1 個につき)

1	簡単なもの	
	不銹鋼及び特殊鋼	2 点
2	困難なもの	
	不銹鋼及び特殊鋼	3 点
N021	帯環（1 個につき）	
1	帯環のみ	
	(1) 切歯	16 点
	(2) 犬歯・臼歯	16 点
2	ブラケット付帯環	
	(1) 切歯	31 点
	(2) 犬歯・臼歯	30 点
3	チューブ付帯環	
	臼歯	57 点
N022	ダイレクトボンド用ブラケット（1 個につき）	30 点
N024	弾線（1 本につき）	5 点
N025	トルキングアーチ（1 本につき）	23 点